

## 春野協働センター複写機及び印刷機使用に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の要望に応じて行う複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の使用及び市が提供する行政資料等の複写における複写機等使用に関する事務（以下「複写機等使用事務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、複写機等の使用を必要とする者及び市が提供した行政資料等を複写するために複写機等の使用を必要とする者（以下「申請者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合は、複写機等の使用を拒否または中止することができる。

- (1) 市が行うべき、住民へのサービス本来の目的から逸脱しているとき
- (2) 大量の複写等で市の通常業務への支障があるとき
- (3) 営利を目的とするとき

(申請の手続等)

第3条 申請者は、様式第1号による複写機等使用申請書を春野協働センターに提出するものとする。

2 春野協働センターは、申請書に基づき複写機等使用事務を行い、複写機等使用事務に要した費用を申請者より徴収し、領収書を発行する。

3 この取り扱いの適正な運営のため、申請者に対し申請書の目的について説明を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 複写機等使用事務に要する費用は、別表のとおりとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

使用対象機器	区分	種別	単位	金額
複写機	モノクロ	全サイズ片面	1枚	10円
	カラー	全サイズ片面	1枚	50円
印刷機	原紙	全サイズ	1枚	100円
	再生紙	A4	1枚	2円
		A3	1枚	4円
		B5	1枚	1円
		B4	1枚	2円
インク（用紙持込）	全サイズ	1枚	0.5円	

※1円未満は切り捨てとする。

※用紙はA3判以内とする。

申請日 年 月 日

複写機等使用申請書

春野協働センター所長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

申請内容

区分		種別	単価	枚数	計
複写機	モノクロ	全サイズ片面	10 円		
	カラー	全サイズ片面	50 円		
印刷機	原紙	全サイズ	100 円		
	再生紙	A 4	2 円		
		A 3	4 円		
		B 5	1 円		
		B 4	2 円		
インク(用紙持込)	全サイズ	0.5 円			
合計金額					

※ 1 円未満は切り捨てとする。

※ 用紙は A 3 判以内とする。

申請の目的 \_\_\_\_\_

領収書番号

領収書番号